

港 湾 管 理 者 の 料 金

令和元年 10 月 1 日

1. 入 港 料
2. 泊地使用料
3. 岸壁・棧橋使用料
4. 物揚場使用料
5. 駐車場使用料
6. 軌道走行式荷役機械
7. 荷捌き地使用料
8. 上屋使用料
9. マリンターミナル待合所使用料
10. 野積場使用料
11. 緑地等
12. 港湾関連団体用業務室
13. 港湾施設用地
14. プレジャーボート係留施設使用料

1 入港料

区 分	使 用 料 金 等
基 準 料 率	入港1回総噸数1噸につき2円に20銭を加えた額
外航船舶の料率	入港1回総噸数1噸につき2円
内航船舶の料率	入港1回総噸数1噸につき基準料率の1/2の額

備考

- (1) 外航船舶の料率は、消費税法施行令(昭和63年政令第360号)第17条第2項第3号に規定する船舶について適用する。
- (2) 内航船舶の料率は、本邦と外国との間を往来する船舶以外の船舶について適用する。
- (3) 1及び2に規定する船舶以外の船舶については、基準料率を適用する。
- (4) 同一船舶が1日に2回以上同一港湾に入港するときは、1日につき入港1回とみなす。
- (5) 同一船舶が1月(月の1日から末日までをいう。)に11回(4の規定の適用があるときは、その適用後の回数を含む。)以上同一港湾に入港するときは、1月につき入港10回とみなす。
- (6) 当該船舶の総トン数に1トン未満の端数があるときは、その端数を1トンとみなす。
- (7) 総トン数の表示のない船舶については、規則で定めるところにより算定したトン数を当該船舶の総トン数とする。
- (8) 1件の入港料の額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

2 泊地使用料

区 分	使 用 料 金 等
清水港折戸湾及び袖師地区泊地	係船浮標の使用料の1/2の額

3 岸壁・棧橋使用料

区 分		使 用 料 金 等	
外 航 船 舶		総噸数1噸24時間につき	10円90銭
		使用時間2時間未満の場合1噸につき	4円90銭
		使用時間が2時間以上12時間以下の場合	8円20銭
そ の 他 の 船 舶		総噸数1噸24時間につき	11円90銭
		使用時間2時間未満の場合1噸につき	5円10銭
		使用時間が2時間以上12時間以下の場合	8円80銭
はしけ	載貨重量噸数300噸未満	1隻24時間につき	890円
	載貨重量噸数300噸以上		1,860円
起重機船	揚力100噸未満		890円
	揚力100噸以上500噸未満		1,860円
	揚力500噸以上		2,780円
雑 種 船			

4 物揚場使用料

区 分			使 用 料 金 等		
船 舶	一 般 使 用	外航船舶	総トン数1トン24時間につき	2円40銭	
			使用時間1時間未満の場合1トンにつき	1円70銭	
		その他の船舶	総トン数1トン24時間につき	2円40銭	
			使用時間1時間未満の場合1トンにつき	1円70銭	
	継 続 使 用	総トン数50トン未満	外航船舶	1隻1月につき	1,270円
			その他の船舶		1,370円
		総トン数50トン以上100トン未満	外航船舶		2,540円
			その他の船舶		2,780円
		総トン数100トン以上300トン未満	外航船舶		5,080円
			その他の船舶		5,580円
	総トン数300トン以上	外航船舶	15,240円		
	その他の船舶	16,740円			
はしけ	載貨重量トン数300トン未満		1隻24時間につき	250円	
	載貨重量トン数300トン以上			550円	
起重機船	揚力100トン未満			250円	
	揚力100トン以上500トン未満			550円	
	揚力500トン以上			890円	
雑 種 船				250円	

5 駐車場使用料

区 分			使 用 料 金 等		
立掛け式駐車場以外	1 級	一 般 使 用	普通自動車	1台1時間まで	200円
			バス		600円
	2 級	専 用 使 用	普通自動車	1台1月につき	7,800円
			1台1回につき		390円
立掛け式駐車場専用使用			1台1月につき	16,200円	

6 軌道走行式荷役機械

区 分	使 用 料 金 等	
重量物用橋型走行式起重機	1台30分につき	39,910円
走行型陸揚機	取扱石炭類1トンにつき	84円
	チップその他の取扱貨物（石炭を除く。） 1トンにつき	171円
走行型真空吸込式陸揚機	取扱穀類1トンにつき	203円

7 荷捌き地使用料

特級	貨物搬入の日から起算して15日まで	1平方メートル1日につき	5円80銭
	貨物搬入の日から起算して16日以後		8円90銭
1級	貨物搬入の日から起算して15日まで		3円90銭
	貨物搬入の日から起算して16日以後		5円80銭
2級	貨物搬入の日から起算して15日まで		3円10銭
	貨物搬入の日から起算して16日以後		5円10銭
荷捌き地の付帯施設である冷凍コンテナ用コンセント		1個1日につき	123円

8 上屋使用料

区 分		使 用 料 金 等	
1級	一般使用	貨物搬入の日から起算して15日まで	30円10銭
		貨物搬入の日から起算して16日以後30日まで	60円20銭
		貨物搬入の日から起算して31日以後	120円30銭
	専用使用		1平方メートル1月につき
2級	一般使用	貨物搬入の日から起算して15日まで	28円90銭
		貨物搬入の日から起算して16日以後30日まで	57円90銭
		貨物搬入の日から起算して31日以後	116円20銭
	専用使用		1平方メートル1月につき
3級	一般使用	貨物搬入の日から起算して15日まで	23円20銭
		貨物搬入の日から起算して16日以後30日まで	46円40銭
		貨物搬入の日から起算して31日以後	92円60銭
	専用使用		1平方メートル1月につき
4級	一般使用	貨物搬入の日から起算して15日まで	18円60銭
		貨物搬入の日から起算して16日以後30日まで	37円10銭
		貨物搬入の日から起算して31日以後	74円40銭
	専用使用		1平方メートル1月につき
5級	一般使用	貨物搬入の日から起算して15日まで	14円30銭
		貨物搬入の日から起算して16日以後30日まで	29円30銭
		貨物搬入の日から起算して31日以後	58円20銭
	専用使用		1平方メートル1月につき

6 級	一般使用	貨物搬入の日から起算して15日まで	1平方メートル1日につき	8円90銭
		貨物搬入の日から起算して16日以後30日まで		18円50銭
		貨物搬入の日から起算して31日以後		36円90銭
	専用使用		1平方メートル1月につき	238円
くん蒸上屋	一般使用	貨物搬入の日から起算して15日まで	1平方メートル1日につき	38円60銭
		貨物搬入の日から起算して16日以後30日まで		77円30銭
		貨物搬入の日から起算して31日以後		155円
	専用使用		1平方メートル1月につき	967円

9 マリンターミナル待合所使用料

区 分	使用料金等	
一般使用	1平方メートル1日につき	100円
待合所の附帯施設である展示場等	1平方メートル1月につき	860円
※ ただし、客船のうち外航資格を持つ邦船・外国船が客船ターミナルとして使用する場合は無料（多目的ホールも含む）		

10 野積場使用料

区 分		使用料金等		
特 級	一般使用	貨物搬入の日から起算して15日まで	1平方メートル1日につき	5円80銭
		貨物搬入の日から起算して16日以後		8円90銭
	専用使用		1平方メートル1月につき	151円
1 級	一般使用	貨物搬入の日から起算して15日まで	1平方メートル1日につき	3円90銭
		貨物搬入の日から起算して16日以後		5円80銭
	専用使用		1平方メートル1月につき	103円
2 級	一般使用	貨物搬入の日から起算して15日まで	1平方メートル1日につき	3円10銭
		貨物搬入の日から起算して16日以後		5円10銭
	専用使用		1平方メートル1月につき	84円

11 緑地等

区 分	使用料金等	
業として行う写真撮影	1台1月につき	2,450円
競技会、展示会、博覧会、興行、集会その他これらに類する催し等	1平方メートル1日につき	40円

12 港湾関連団体用業務室

区 分	使 用 料 金 等	
港 湾 関 連 団 体 用 業 務 室	1平方メートル1月につき	1,290 円

13 港湾施設用地

区 分		使 用 料 金 等	
永久的工作物を設ける場合		1平方メートル1年につき	地価の 5/100
仮設工作物を設ける場合			地価の 3/100
工作物を設けない場合			地価の 1/100
電柱等の建設		1本1年につき	840 円
地下埋設管	外口径 40cm 未満	1メートル1年につき	180 円
	外口径 40cm 以上 1m 未満		450 円
	外口径 1m 以上		900 円

14 プレジャーボート係留施設使用料

区 分			使 用 料 金 等	
プレジャーボート係留施設	1級施設	1類	1隻1月につき	2,930 円に艇長を乗じて得た額
		2類		1,980 円に艇長を乗じて得た額
	2級施設			1,770 円に艇長を乗じて得た額
	3級施設			1,030 円に艇長を乗じて得た額
※ただし、県外に住所を有する者が使用する場合の使用料は、上記の使用料の5分の1の額を加算した額とする。				